

岩手県告示第228号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項において準用する同法第62条第1項の規定による告示があったので、同法第66条の規定により、次のとおり公告する。

平成25年3月29日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 都市計画事業の種類及び名称 平成20年東北地方整備局告示第135号盛岡広域都市計画道路事業 3・3・6号向中野安倍館線及び3・3・13号明治橋猪去線
- 2 施行者の名称 岩手県
- 3 事務所の所在地 盛岡市
- 4 事業地の所在 盛岡市仙北一丁目地内